

令和3年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和4年2月14日（月）午後1時～1時30分

2. 場 所 名張市役所 3階 305会議室

3. 出席者 委員 辻 陽
同 國富 静代
同 中野 栄蔵
(木村 那津子委員 欠席)
(竹谷 和也委員 欠席)

4. 審議事項

4-1. 住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯にかかる
個人情報及び住民基本台帳情報の目的外利用について（農林資源室）

5. 審議内容

4-1. 住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯にかかる
個人情報及び住民基本台帳情報の目的外利用について

(1) 実施機関からの説明

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援を速やかに行う観点から、生活困窮世帯等に対し、1世帯あたり水稻うるち米10kgを無償配布するものであり、対象を令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯とする。

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とは、令和3年12月10日現在において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割りが非課税である世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、先述の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付する事業である。対象世帯数は住民税非課税世帯が7,700世帯、家計急変が750世帯を見込んでいる。

臨時特別給付金は、市が課税情報をもとに抽出した対象世帯に案内チラシと支給要件確認書を送付し、確認書の返送をいただいた世帯に給付する。生活応援米支給事業で目的外利用したい個人情報は、この確認書の返送を受け、現に臨時特別給付金を給付する世帯の情報である。なお、この世帯情報は令

和3年12月10日現在のものであり、その後の住所変更等を確認するため、場合によっては住民基本台帳情報も利用したい。

生活応援米支給事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業である。臨時特別給付金の対象である生活困窮世帯に対し、主要食糧・生活必需品である米を無償支給することで、現金給付に加えて生活・暮らしの支援を速やかに行う。支給する米10kgは、2人世帯の約1か月分の米消費量に相当し、コロナ禍において不要不急の外出の自粛が求められる中、一定の外出機会の低減につながるものと考ええる。なお、米の発送については伊賀ふるさと農協に委託する。

住民税非課税世帯には米の支給に先立ち案内文書を送付し、辞退申出をされた世帯を除いて、3月下旬から4月末にかけて順次米の現物を支給する。家計急変世帯については、住民税非課税世帯と違い事前に対象世帯の把握ができないため、ご本人からの申し出により審査し、支給決定を行う。なお、この申し出は臨時特別給付金と連動して行う。

目的外利用する個人情報の取得は、庁内の基幹系ネットワークを使用した閉域網での接続にて行い、端末機使用の際には職員証と認証パスワードによる2段階認証でシステムにアクセスの上ログインする。また、米の発送を委託する伊賀ふるさと農協への個人情報の受け渡しにはパスワード付暗号化処理等のセキュリティ対策がなされた媒体を使用し、契約内容には漏えい等の防止、秘密の保持、個人情報の適正管理、個人情報の返還・廃棄、責任体制の整備等について定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」を定め、遵守を求める。なお、伊賀ふるさと農協においては例年情報セキュリティ研修を実施しており、個人情報の取扱いルールを徹底していると確認している。

事業の開始時期と期間は臨時特別給付金と密接に関係しており、非課税世帯への米の支給案内文書の送付は令和4年2月下旬、米の発送が令和4年3月末から5月上旬、家計急変世帯からの支給申請受付は令和4年2月下旬から9月末、米の発送が令和4年3月末から10月中旬を予定している。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

- ア 業務の受託業者に対し、個人情報にかかる電子データの受渡しの際にはパスワード付暗号化処理等のセキュリティ対策がなされた媒体を以って行うとのことだが、具体的にはどのように受け渡しを行うのか。
 - 媒体はUSBメモリを想定している。受け渡しにあたっては、相手方と場所・日時を事前に打ち合わせ、こちらで用意する受領書に受取りのサインをいただき、確実に受け渡す。

イ 業務委託にあたっては、受託業者に「個人情報の取扱いに関する特記事項」の遵守を求めるとのことだが、同特記事項第6条に定められているとおり、再委託は基本的に認めないという理解でよいか。

○本業務の受託業者は伊賀ふるさと農協であるが、配送については同農協が民間の運送会社に依頼するため、送付先リストを運送会社にデータ提供することになる。提供にあたっては、当市と同農協が取り交わす特記事項と同様の内容のものを、同農協と運送会社にも取り交わしていただくことを想定している。また、荷物の配送に関しては、運送会社の直接の業務であるため、個人情報の取扱いについても日頃より細心の注意を払っておられると理解している。

以上の質疑を終え、承認とする。